

令和3年(2021年)8月27日

保護者 様

京田辺市教育委員会
教育長 山岡 弘高

新型コロナウイルス感染症に係る市内小中学校の対応について

現在、新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る緊急事態宣言に伴い、京都府における緊急事態措置が令和3年9月12日まで講じられております。

つきましては市内小中学校において、下記のとおり教育活動を変更することとします。

保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 教育活動について

- (1) 現時点では、臨時休業は行いません。
- (2) これまでの、感染防止対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動の一部制限に加え、9月12日まで以下のとおりとします。
 - ア 基本的に教科の授業のみ実施し、その他の活動を停止します。
 - イ 宿泊を伴う教育活動は実施しません。
 - ウ 中学校部活動は、次の場合を除いて実施しません。
 - ・公式な全国大会・近畿大会及びそれらにつながる大会・発表会への参加
- (3) 基本的には常時マスクを着用しますが、熱中症予防の観点から、児童生徒が暑さにより息苦しいと感じたときなどは、十分な距離を保ちつつ、近距離での会話を控えるなどの配慮を行い、一時的にマスクを外す指導を行います。また、体育を含む屋外での活動（部活動含む）については、暑さ指数（WBGT）等を参考にしながら、児童生徒の距離が十分に確保できるよう指導計画を工夫したうえで、マスクを外すよう指導します。
- (4) 児童生徒、教職員に感染が確認された場合は、臨時休業、学年閉鎖等の措置を講じます。

2 ご家庭へのお願い

- (1) 緊急事態宣言の発令に伴い、ご家庭でも「学校の新しい生活様式」及び「緊急事態措置」を踏まえた感染症対策をお願いします。
 - ・感染リスクの高い場所への外出は控える。
 - ・不要不急の外出及び家族以外の会食は控える。
 - ・外出の際は、マスクの着用、手洗い実施を徹底する。
- (2) お子様や同居家族の感染が確認または濃厚接触者に特定された場合及びPCR検査を受検した場合は、速やかに学校に報告をお願いします。
なお、児童生徒が濃厚接触者に特定された場合は、出席停止とします。
- (3) お子様の健康管理には十分に注意いただき、お子様やご家庭の方で発熱等の風邪症状が見られる場合には、登校を控えていただくようお願いします。
- (4) 登校に不安がある場合には、学校にご相談ください。
- (5) 熱中症予防の観点から、次の点につきまして、ご協力をお願いします。
 - ・こまめな水分補給を行うため、お茶などの十分な水分を持たせてください。
 - ・気温が高いときの登下校等においては、児童生徒等の間に十分な距離を保った上で、マスクを外すようにします。マスクを入れる清潔な袋などを用意してください。また、日差しが強い際には日よけに傘を使用することも有効です。

3 その他

- (1) 留守家庭児童会におきましても、通常どおりに運営を行います。
- (2) 今後状況の変化があった場合は、京田辺市教育委員会ホームページ等によりお知らせします。